

軽再エネ第26号
令和元年8月30日



SSJメガソーラー69 合同会社
代表社員 一般社団法人SKYホールディングス2
職務執行者 陳 鋭 様

軽米町長 山 本 賢 一



設備整備計画に係る認定通知書

令和元年6月10日付けで申請のあった設備整備計画については、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項の規定に基づく岩手県知事の同意を得た上で、同条第3項の規定に基づき、別紙のとおり認定条件を附して、認定をします。

認定条件

以下の条件に従って設備整備計画の実施を行わない場合、認定を取り消すことがあります。

○基本事項

「軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画」に定める事項を遵守すること。

○開発行為等関係事項

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第11条第1項の規定により、森林法第10条の2第1項の特例措置が適用されるものであることから、次に掲げる条件に従って開発行為を行うとともに、その他開発規制法等を遵守すること。

- 1 近年、局所的豪雨に関連する災害の発生が全国各地で見受けられることから、異常気象時における当該林地開発に起因する災害が発生しないよう、予め気象予報（降雨量、風速等）に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講じること。
- 2 軽米町及びSSJメガソーラー69合同会社との間で平成30年10月1日に締結した「残置森林等の維持・管理に関する協定書」を遵守すること。
なお、同協定書第6に定める「維持管理計画書」については、森林法第11条に規定する「森林経営計画」として作成し、軽米町長の認定を受けて、適切な森林施業を行うこと。
- 3 軽米町及びSSJメガソーラー69合同会社との間で平成30年10月1日に締結した「開発協定書」を遵守すること。
- 4 軽米町及びSSJメガソーラー69合同会社との間で平成30年10月1日に締結した「自然環境の保護等に関する協定書」を遵守すること。
なお、同協定書第3条に定める「太陽光発電事業完了後の森林への回復」を確実に行うとともに、第4条に定める希少動植物については、保護措置等を適切に行うこと。
- 5 軽米町及びSSJメガソーラー69合同会社との間で平成30年10月1日に締結した「軽米町自然のめぐみ基金に関する協定書」を遵守すること。
- 6 軽米町及びSSJメガソーラー69合同会社との間で平成30年10月1日に締結した「再生可能エネルギー発電設備の原状回復等に関する協定書」を遵守すること。
- 7 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- 8 調整池、沈砂池及び水路等の防災施設の設置を先行して行い、開発行為は下流に対する安全を確認したうえで行うこと。
- 9 認定した区域を越えて開発することのないように、開発行為に係る森林区域等をポール等により位置を明確にし、軽米町及び県の担当職員の確認を受けたうえで開発行為に着手すること。
- 10 開発行為の施行中において災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合は、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに、所轄広域振興局長等に届け出ること。
- 11 軽米町及び県の担当職員が開発行為の施行状況に関する調査及び施行結果に関する確認を行う場合に

は、これを拒否しないこと。

- 12 施行状況について、毎年5月末日現在の進捗状況を6月10日までに所轄広域振興局長等に報告すること。
- 13 認定した開発計画の内容を変更する場合において、①開発行為に係る森林面積を20パーセント以上又は1ヘクタール以上増加させようとする場合、②林地開発許可技術基準に記載の残置森林率又は森林率の割合を下回る変更をしようとする場合、③重要な防災施設を廃止し、又はその構造を著しく変更しようとする場合、④開発目的を変更しようとする場合、には開発行為の計画を変更する前に、軽米町長から設備整備計画変更の認定を受けること。
- 14 13に規定する事項以外の開発行為の計画を変更する場合は、変更後の開発行為に着手する前に林地開発計画変更届出書を提出すること。
- 15 「岩手県林地開発許可制度実施要綱」を遵守するとともに、所要の届出等の手続きを遅滞なく行うこと。
- 16 完了確認前に開発行為の目的となる営業行為等を行わないこと。
- 17 開発行為は、認定の日から起算して1年以内に着手すること。
- 18 完成後に外部からの確認が難しくなる工事の施工状況等については、形状、寸法、施行状況が確認できる写真及び材料購入伝票等の資料を作成すること。(別紙1「現場写真撮影要領」を参照)

別記様式第1号（第7条関係）

設備整備計画に係る認定申請書

令和元年 6月10日

軽米町長 山本 賢一 殿

申請者

住 所 東京都千代田区神田三崎町二丁目4番1号
TUG-Iビル9F

氏 名 SSJメガソーラー69合同会社

代表社員 一般社団法人SKYホールディングス

職務執行者 陳 鋭



農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

(備考)

- 1 「申請者」には、再生可能エネルギー発電設備等の整備を行う全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあつては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。



(別紙)

設備整備計画

1 申請者の概要

申請者 (代表者)	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③法人又は団体の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、E-mailアドレス、担当者名)、⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月	
①: SSJメガソーラー69合同会社	⑤: 30万円
②: 東京都千代田区神田三崎町二丁目4番1号 TUG-It [®] MF	⑥: 0名
③: 代表社員 一般社団法人SKYホールディングス2 職務執行者 陳 鋭	⑦: 太陽光発電事業
④: 電話番号: 03-5275-3470 E-mailアドレス: ezure.masakazu @skysolar.co.jp	⑧: 12月
担当者名: 江連 昌一	
共同申請者 (共同して申請する者がいる場合に記載)	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③法人又は団体の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、E-mailアドレス、担当者名)、⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月	
①:	⑤:
②:	⑥:
③:	⑦:
④: 電話番号:	⑧:
E-mailアドレス:	
担当者名:	

- (注) 1 共同申請者が2者以上存在する場合にあってはおおあざ、欄を繰り返し設けて記載すること。
2 個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

(1) 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

①再生可能エネルギー発電設備 (再生可能エネルギー源を電気に変換する設備)

番号	発電設備の種類	出力(kW)	年間発電量(kWh)	建築面積	発電設備の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
							登記簿	現況			
i	太陽光	3.6万	3,600万	33.688ha	九戸郡軽米町大字高家第4地割字湯沢	53-2他56筆	山林	山林	33.688ha	SSJメガソーラー69合同会社	3
ii											

- (注) 1 「発電設備の種類」欄には、再生可能エネルギー源の種類(太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス)を記載すること。なお、発電に用いる再生可能エネルギー源が地熱の場合にあっては、発電方式(バイナリー型、蒸気フラッシュ型等)も記載すること。また、発電に用いる再生可能エネルギー源がバイオマスの場合にあっては、その種類も記載すること。
2 「発電設備の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
3 「氏名又は名称」欄には、発電設備の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあっては、名称)を記載すること。
4 「7 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る設備については、

「備考」欄にその番号を記載すること。

②附属設備

番号	附属設備の種類	建築面積	附属設備の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
					登記簿	現況			
a	特高変電所	0.18 ha	i のとおり	同左	同左	同左	0.18 ha	SSJメガソーラー69合同会社	3
b									
c									

- (注) 1 ①の再生可能エネルギー発電設備と同じ土地に整備する附属設備については、附属設備の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積の欄に「○(①の対応する番号)のとおり」と記載し、別の土地に附属設備を整備する場合にあっては、「備考」欄に①と対応する番号を記載すること。
- 2 「附属設備の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
- 3 「氏名又は名称」欄には、附属設備の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあっては、名称)を記載すること。
- 4 「7 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

(2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
i	令和元年8月1日～ 令和5年3月31日
ii	年 月 日～ 年 月 日
iii	年 月 日～ 年 月 日

- (注) 1 (1) ①の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。
- 2 「整備を行う期間」欄には、工事の開始から実際に再生可能エネルギー発電設備が稼動し、発電できる状態になるまでに要する期間を記載すること。

(3) 再生可能エネルギー発電設備の使用期間

番号	発電設備の使用期間
i	令和5年4月1日～ 令和22年3月31日
ii	年 月 日～ 年 月 日
iii	年 月 日～ 年 月 日

- (注) (1) ①の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。

(4) 再生可能エネルギー発電設備により発電した電力の供給先

東北電力へ売電(年間15億円)を実施する。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に関しては、すでに経済産業省より設備の認定を、東北電力より系統連係承諾書を受領済みである。

- (注) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく電気事業者への

売電を行う場合にあっては、同法に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定の状況（予定を含む。）及び年間の売電収入の見込みを記載すること。

3 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

(1) 農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

① 発電事業に伴う収入の一部の取り扱いの内容

番号	取組内容	受益対象者	寄附金額	取組期間	受益対象者との調整等	取り扱いの根拠	備考
ア	自治体への寄付金	軽米町	年額 210万円	売電事業開始から固定買取価格(FIT)適用期間終了まで	当事者間での協定	軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画	
イ							

- (注) 1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組期間等について具体的に記載すること。
 2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあっては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

② 受益対象者による地域活性化対策の内容（予定）

番号	取組内容	基金の名称 (予定)	基金の 種別	基金運用の内容（予定）	対象地域	備考
ア	地域活性化基金の創設	軽米町自然のめぐみ基金	取崩型基金	・森林整備事業（間伐等）への助成 ・農道、林道の整備・維持管理への助成 ・地域活性化施設の維持管理への助成	軽米町全域	
イ						

(2) 農林漁業関連施設の整備の内容等

① 農林漁業関連施設の整備の内容

番号	新設等	施設の種類 ・用途等	建築 面積	施設の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
						登記簿	現況			
ア										
イ										
ウ										

- (注) 1 (2)は、(1)が農林漁業関連施設の整備である場合に記載すること。
 2 「新設等」欄には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。
 3 「施設の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
 4 「氏名又は名称」欄には、農林漁業関連施設の整備を行う者の氏名（法人又は法人でない団体にあつては、名称）を記載すること。
 5 「7 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る施設については、

「備考」欄にその番号を記載すること。

②農林漁業関連施設の整備を行う者の概要

番号	氏名及び住所
ア	氏名： 住所：
イ	氏名： 住所：
ウ	氏名： 住所：

- (注) 1 ①の農林漁業関連施設の整備を行う者が、「1 申請者の概要」に含まれない場合に記載すること。
2 ①の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。
3 農林漁業関連施設の整備を行う者が法人又は法人でない団体である場合にあつては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。

③農林漁業関連施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
ア	年 月 日～ 年 月 日
イ	年 月 日～ 年 月 日
ウ	年 月 日～ 年 月 日

- (注) ①の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。

4 再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法（別表1及び別表2）

- (注) 当該整備及び当該取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法について、それぞれ別表1及び別表2に記載の上、これらを添付すること。

- 5 再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その他の再生可能エネルギー発電設備の整備に際し配慮すべき事項
- (1) 設備の設置等にあたり岩手県林地開発基準に準じた手続きを行います。周辺環境に配慮し施設周辺に残置森林もしくは緑地帯を設けます。また緑地帯には小動物の移動経路を確保すべく配慮をします。
 - (2) 災害予防に対する事項
 - ① 雨水流出による土砂流出等により災害が発生しないよう、洪水調整池と沈砂池を適宜に設置します。
 - ② 施設の配置については、急傾斜地を避けるようにします。
 - ③ 災害時の対策として事前に災害連絡体制表を作成して町に届出をします。
 - (3) 発電設備の撤去及び原状回復
 - ① 事業を廃止した時は、速やかに設備を撤去のうえ原状回復します。
 - (4) 自然環境への配慮のため自主的環境影響調査を実施しています。調査項目は、騒音・振動、動植物、水質、生態系、景観、反射光、廃棄物です。
 - (5) 地権者、利害関係者には開発の同意を頂いております。また、全町民を対象とした住民説明会を開催し、事業内容の説明を行ない、ご理解を頂いております。

6 再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

(1) 再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る費用の負担及びその確保の方法

費用負担の方法		備考
負担総額	確保の方法	
10億円	年間売電収入の一部を銀行に積み立てることにより、左記の費用を確保する。	2 (1) ①及び②

- (注) 1 「確保の方法」欄には、資金の積立て等再生の可能エネルギー発電設備の整備を行う者による発電設備の撤去に要する費用の確保の方法を記載すること。
 2 設備が複数ある場合にあつては、欄を追加するとともに備考欄に2 (1) ①又は②の対応する番号を記載すること。

(2) 土地等の原状回復等

再生可能エネルギー発電設備の使用期間終了後、もしくは途中で事業を廃止する場合は、SSJメガソーラー69合同会社が、発電設備（太陽光発電パネル等）を撤去するとともに、使用期間終了時点、廃止時点もしくは撤去時点の法令を遵守し、リサイクル等の手法により適切に処理する。跡地については、SSJメガソーラー69合同会社が事業実施前の状態（主に山林）に原状回復する。これら発電設備の撤去や原状回復に係る実施と費用の拠出についての責務はSSJメガソーラー69合同会社が負うものとし、その旨を約した土地の賃借に係る契約を、地権者とあらかじめ締結する。

(別表 3-2-①)

(別紙) の設備又は施設の番号	
-----------------	--

森林法第 10 条の 2 第 1 項の特例措置 (法第 11 条第 1 項) 関係

開発行為に係る森林の 所 在 場 所	別紙と同じ
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	41,4605 ヘクタール
開発行為の着手予定年月日	別紙と同じ
開発行為の完了予定年月日	令和3年9月30日
備 考	

- (注) 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第 4 位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合 (法第 7 条第 3 項第 2 号及び第 3 号に規定する行為並びに同条第 4 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 9 号までに掲げる行為に係る場合を除く。) にあつては、「備考」欄にその手続の状況を記載すること。
- 3 「開発行為に係る森林の所在場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 4 「開発行為に係る森林の土地の面積」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の面積と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 5 「開発行為の着手予定年月日」欄及び「開発行為の完了予定年月日」欄には、これらの記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該行為に係る森林の位置図及び区域図 (整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。)
- (2) 当該行為に関する計画書
- (3) 当該行為に係る森林について当該行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
- (4) 申請者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書